

「規制改革における農協改革」

「JAグループ北海道 改革プランの策定」

組合員・JA向けリーフレット



平成26年 7月

JAグループ北海道 改革プラン会議

(事務局 JA北海道中央会)



農業・農協改革は、自らの意思で行います!

JAグループ北海道は、「規制改革会議 第2次答申」を受け、平成26年6月17日の全道農業協同組合長会議において「JAグループ北海道 改革プランの策定と制度改革等への対応」を、つぎのとおり決議しました。

—「規制改革会議 第2次答申」に係る—

JAグループ北海道 改革プラン(仮称)の策定と 制度改革等への対応について

平成26年5月22日、規制改革会議は「農業に関する意見」を公表し、その後、6月10日に、与党は「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」を取りまとめた。規制改革会議は、与党の取りまとめを踏まえ、6月13日に政府へ答申するとともに、政府は、その答申を6月下旬に予定されている「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映することとしている。

答申内容は、「単位農協のあり方」「連合会・中央会のあり方」など、JAグループ北海道全体に関わる事項が示され、中央会については、「自律的な新たな制度に移行する」とされた。

JAグループ北海道は、これらの答申を踏まえ、今後、自らの組織・事業のあり方に係る改革プランの策定に取り組む。

このJAグループ北海道が策定する改革プランは、答申内容について受け止める部分は受け止めたうえで、既存の組織・事業のあり方について制限を設けることなく見直しを図り、「持続可能な北海道農業と農家組合員の所得向上の実現」「JA経営の安定・発展と農業を中心とした豊かな地域社会の実現」を目指すものとする。

なお、平成26年9月を目途に、改革プランの実現に向けた制度改革等を提言するとともに、組合員の所得向上とJA機能強化、さらには、国民生活や地域経済の発展に寄与するよう、JAグループ北海道が総力を持って取り組むこととする。

平成26年6月17日
全道農業協同組合長会議



「規制改革に関する第2次答申」って何？

政府は、規制改革が経済成長を実現するための不可欠な取り組みと位置づけ、平成25年1月に内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を設置しました。

この会議は、成長戦略や国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討を行い意見を公表しましたが、農業・農協関係では現場実態に即さない内容が多く、その後、与党が取りまとめた意見を踏まえ、平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を内閣総理大臣に提出しました。

この答申は、6月24日に「規制改革実施計画」として閣議決定され、期限を定めて着実に実現を図ることとし、また「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂にも反映されました。



規制改革はどのような内容なの？

規制改革における農業分野については、「農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方に関して、3点の見直しをセットで断行する」とされました。

このうち、農協改革に関する内容は、単協・連合会・中央会すべてにわたり、これまでの制度や事業、組織のあり方について『自己改革』をうながす内容となりました。

また、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投球するよう抜本的に見直すとされました。

ただし、閣議決定された「規制改革実施計画」が現実化した場合、その内容次第では、組合員の営農・くらしや地域社会に大きな影響を及ぼす恐れがあります。(次ページへ)

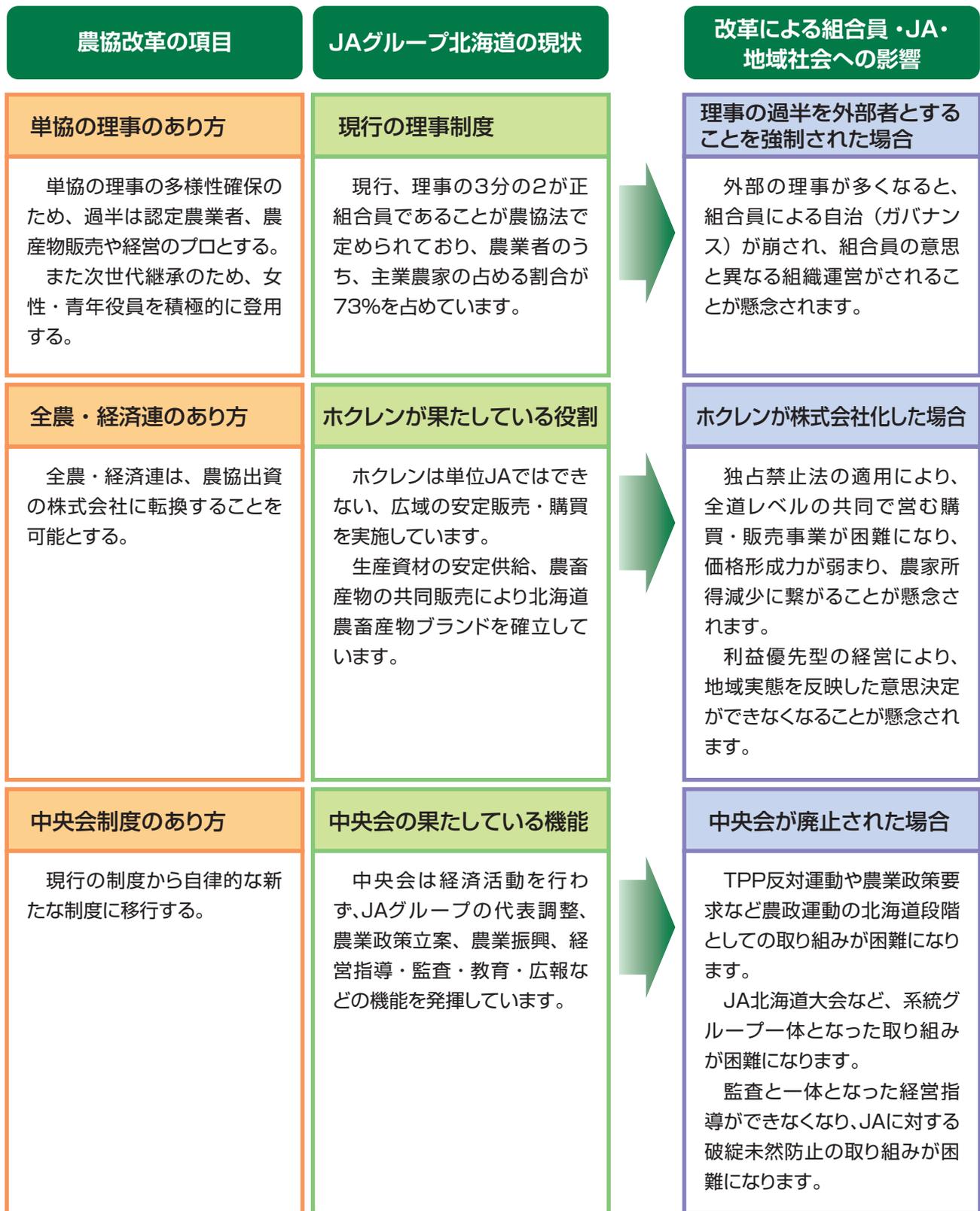


農協改革の項目について、 JAグループ北海道の現状はどうかの？ 組合員・地域社会への影響はどうかの？

規制改革における農協改革の項目について、組合員・JA・地域社会への影響が想定される主なものは、つぎのとおりです。

(JA北海道中央会まとめ)

農協改革の項目	JAグループ北海道の現状	改革による組合員・JA・地域社会への影響
単協の事業のありかた① 単協の信用事業を信連等に移管し、単協が代理店となることを選択できる。	単協の総合事業 JAは、指導・信用・共済・販売・購買事業などの総合事業により、組合員の多様なニーズに対応し、営農・生活を支えています。	JAの信用事業が信連等の代理店になった場合 組合員勘定制度（クミカン）が利用できなくなることが懸念されます。 JAの資金量の低下が懸念されます。
単協の事業のありかた② 単協が自立した経済主体として積極的な経済活動を行い、農産物の有利販売や生産資材の有利調達を促す。	単協・連合会の経済事業 単協と連合会が一体となって経済事業を実施し、組合員の営農を支えています。	単協の経済事業の自立のみが先行した場合 単協と連合会が一体となった購買・販売事業の実施が困難となり、価格形成力が弱まることが懸念されます。
組合員のありかた 准組合員の事業利用について、正組合員との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	准組合員制度 准組合員制度は農協法制定当時から制度です。 JAの事業は、農業者だけではなく、地域住民の生活基盤にとって重要な役割を果たしています。 なお、JA以外に一般金融機関・生保代理店・SS・スーパーのいずれかが無い市町村は179市町村のうち5割を占めています。	准組合員の事業利用が制限された場合 JAの貯金・共済・SS、生活店舗など地域住民の生活基盤を支える事業が縮小され、結果、正組合員の利便性やサービスの低下を招くことが懸念されます。



農協改革の他に、農業委員会、農業生産法人についても、改革案が決定されています。

- 農業委員会の見直し …… 農業委員の選挙選任方法、転用制度、農業会議・農業会議所制度の見直しなど
- 農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し …… 役員要件、構成員要件の見直しなど



JAグループ北海道「改革プラン」って何?

JAグループ北海道は、「規制改革実施計画」について、さまざまな懸念はあるものの、受け止める部分は受け止めたうえで、既存の組織・事業のあり方について制限を設けることなく見直しを図り、あらためて「持続可能な北海道農業と農家組合員の所得向上の実現」「JA経営の安定・発展と農業を中心とした豊かな地域社会の実現」を目指すこととし、改革プラン会議を設置しました。

具体的には、7月末をめどに、JA・連合会・中央会の事業・組織に係る今後のあり方について、組合員・JAの意見要望等を聞き取りながら、組織討議原案を作成します。その後、8月に全道的な組織討議を行い、9月末までにJAグループ北海道「改革プラン」を取りまとめたうえで、その実現に向けて、規制改革実施計画の各項目に係る制度改正等の提言を行います。

組織討議原案を作成するにあたっては、与党が取りまとめた意見に記載された「農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を行える組織となること」「農業者が自主的に設立する協同組織の理念の原点を踏まえること」などを念頭において、原案作りを開始しております。



今、あらためて、JA(農業協同組合)、 連合会・中央会の役割を考える必要があります!

JAは、1947年(昭和22年)に公布された「農業協同組合法」により、「農民の協同組織の発達を促進し、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する」ことを目的に誕生しました。

●協同組合と株式会社の違い

株式会社

株主の出資で設立する組織で、利潤を追求して株主に配当することを目的に経営がされている。株主1株1票で運営がされ、剰余金の配分は出資配当が基本。事業の利用者は、制限がない。

協同組合

一定の資格要件を満たす組合員の自主的な相互扶助組織で、組合員への最大の奉仕を目的に経営がされている。組合員1人1票制で運営され、剰余金の配分は利用高配当が基本。事業の利用者は組合員で、組合員以外の利用は制限がある。